

平成22年4月27日

総務大臣
原口 一博 殿

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温

答 申 書

平成22年2月22日付け諮問第3021号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

1 本件、事業用電気通信設備規則及び電気通信番号規則の一部改正（重要通信の義務化に関する制度改正）については、諮問のとおり改正することが適当と認められる。

2 なお、提出された意見及びそれに対する当審議会の考え方は、別添のとおりであるが、緊急通報の提供は、国民の生命、財産等の保護の観点から重要であることにかんがみ、総務省においては、以下の措置が講じられることを要望する。

- (1) 電気通信事業者における緊急通報の取扱状況を取りまとめ、その結果をウェブサイトに掲載する等の方法により、利用者に対して周知すること。
- (2) 電気通信事業者自らが直接緊急通報受理機関との接続ができない場合には、他の電気通信事業者のネットワークを活用する等により緊急通報の提供が可能となるよう、必要な技術的及び制度的措置について検討すること。
- (3) 緊急通報の提供に制限のある電気通信事業者に対しては、必要な措置が講じられるまでの間、緊急通報が提供できない地域、サービス等について、利用者への周知を徹底することを要請すること。

また、緊急通報が提供できない地域等において、緊急通報の発信があった場合には、発信者に対し、緊急通報の提供ができない旨及び可能な代替手段について、音声ガイダンスにより告知することを当該電気通信事業者に対して要請すること。

事業用電気通信設備規則の一部を改正する省令案等 ～重要通信の義務化に関する制度改正～

に寄せられた意見及びそれに対する考え方

(敬称略)

意見提出者(計2件)			
整理番号	意見提出者	代表者氏名等	
1	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社	代表取締役社長兼CEO	孫 正義
2	イー・モバイル株式会社	代表取締役社長	エリック・ガン

整理番号	意見概要	考え方
1	<p>今回の事業用電気通信設備規則等の一部改正は、「重要通信の高度化の在り方に関する研究会」の報告書の方針に従い、国民生活に最も浸透したサービスである0 AB-J番号を使用する電話および1億の加入者を超える携帯電話とPHSに関して緊急通報及び災害時優先通信の提供を義務化することであり、安心・安全な社会の確保という観点から改正することに賛同します。</p> <p>【ソフトバンクBB株式会社・ソフトバンクテレコム株式会社・ソフトバンクモバイル株式会社】</p>	<p>今回の改正省令案等に賛同されるご意見として承ります。</p>

法令	条項等	条文	弊社意見
電気通信 番号規則	別表第二 (第 15 条 第 2 項関 係)7(第 9 条第 1 項 第 3 号に 規定する もの)の 3	緊急通報が 利用可能で あること(た だし、総務 大臣が特に 認める場合 を除く。)	<p>当社では、2008年3月の音声サービス開始以前から継続して、緊急機関との接続に向けた積極的な取り組みを実施しておりますが、接続のためには各地の緊急機関と個々に手続きを行う必要があります、個別の緊急機関の事情によっては、接続の実現が困難となっている場合もあります。</p> <p>従いまして、「総務大臣が特に認める場合」につきましては、携帯電話事業者と緊急通報機関との間で接続に関する協議が整っていない場合のように、携帯電話事業者として接続の意思があるにも拘らず接続が実現できない場合も該当するものとして取扱い頂きたいと考えます。</p> <p>また、全ての緊急機関との接続の実現にあたっては、監督官庁からの実効的なサポートを期待いたします。</p>

【イー・モバイル株式会社】

今回の電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号)の改正案(以下、「改正番号規則」という。)によって、携帯電話事業者は当該利用者に対し、緊急通報を提供することが原則義務化されます。

しかしながら、一部地域の機関への緊急通報の提供が遅れているものの、その解消に向けて継続的な取組が行われている場合には、必要な期間に限り、改正番号規則別表第二の7の3ただし書きを適用し、「総務大臣が特に認める場合」に該当すると解することが適当であると考えます。

なお、緊急通報に係る制限がある場合には、電気通信事業者及びその代理店等は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第26条により、その内容を提供条件の概要として契約前に説明する義務があります。